

制定	平成27年	2月24日	総国政第30号
改正	平成28年	4月11日	総情振第36号
改正	平成28年12月20日		総情流第86号
改正	平成29年	2月15日	総国政第17号
改正	平成30年	3月28日	総情地第19号
改正	平成31年	2月22日	総情方第42号
改正	令和2年	3月25日	総情地第38号
改正	令和3年	2月4日	総情地第2号
改正	令和4年11月25日		総情地第93号

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱

（通則）

第1条 情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計に計上されたものをいう。以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金の目的は、次に掲げる各号に定めるものとする。

- （1）情報通信技術（以下「ICT」という。）の一層の利活用により、農業、医療・健康、観光、防災、雇用等各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化及び生産性向上又は地方への人や仕事の流れの創出を通じて地域の活性化に資する事業を実施し、地方創生に寄与すること。
- （2）医療・健康等データの利活用の促進に向けた医療情報連携基盤の高度化支援により、健康寿命増進、医療費適正化及び医療・健康等分野における新たな産業の創出へ寄与すること。

（補助事業の定義）

第3条 この要綱において、第2条の目的の達成に資する事業（以下「補助事業」という。）とは、次に掲げる各号のいずれかの要件を満たすものをいう。

- （1）これまで全国27箇所において実施してきたICTを活用した街づくりの成果事例又は先進的な地域情報化の先進事例を活用し、これら成果事例において構築したシステムの「横展開」や「自立的」「持続的」な推進体制の整備等を通じて、農業、医療、防災など各分野で地域が直面する課題解決に貢献するとともに、地域の活性化に資するもの。
- （2）ICTの利活用を推進し、企業活動変革による地域の業務の効率化や、地域拠点の活用などを通じて、地域の産業の効率化や生産性向上に貢献するとともに、地域の活性化に資するもの。
- （3）ICTの利活用により、サテライトオフィス又はテレワークセンターの拠点の整備等を

- 通じて、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を実現し、地方への人や仕事の流れの創出やワーク・ライフ・バランスの向上に貢献するとともに、地域の活性化に資するもの。
- (4) ICTの利活用により、子育て・介護支援施設や病院等の施設にテレワーク設備を整備を通じて、子育て世帯や高齢者・障害者等の社会参加を促すとともに、地域の活性化に資するもの。
- (5) 医療機関と介護事業者間、広域の地域医療圏における情報連携を実現するクラウド型医療情報連携基盤の整備等を通じて、地域包括ケアの充実や健康寿命の延伸等に貢献するもの。
- (6) ICTを活用したスマートシティ（都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、生活の利便性や快適性を向上させるとともに、人々が安心・安全に暮らせる都市）型の街づくりを通じて、地域が抱える様々な課題の解決に貢献するとともに、地域活性化に資するもの。
- (7) ICTを活用した地域における先進事例や成果事例において構築したシステムの「横展開」を通じて、農業、医療・健康、観光、防災、働き方など各分野で地域が直面する課題解決に貢献するとともに、地域の活性化に資するもの。
- (8) 地方公共団体の業務へのRPA（ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化）の導入を通じて、行政の効率化・標準化及び生産性向上に資するもの。
- (9) ローカル5G等のデジタル基盤の整備を通じて、デジタル技術を活用した地域課題の解決を促進するとともに、地域の活性化に資するもの。

（交付申請者）

第4条 第1条の規定により、補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、補助事業の実施に当たり、これらに該当しない者の協力を受けることを妨げない。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村（一部事務組合又は広域連合を含む）
- (3) 法人格を有する組織

ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社及び持分会社

イ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に基づく特例有限会社

ウ 組合等

- ① 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合
- ② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合
- ③ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所
- ④ 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び商工会連合会
- ⑤ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

⑥ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会

⑦ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に基づく水産業協同組合

⑧ 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づく森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会

エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人

オ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 9 号の 2 に定める一般社団法人及び一般財団法人並びにその他の非営利法人（補助金に対して法人税が課されることとなる法人を除く。）

カ 公益法人認定法（平成 18 年法律第 49 号）に基づく公益社団法人及び公益財団法人

キ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく医療法人

ク その他、総務大臣（以下「大臣」という。）が適当と認める法人

2 前条第 3 号に掲げる補助事業においては、前項の補助金の交付を受けることができる者は同項第 1 号又は第 2 号に該当する者を 1 以上及び同項第 3 号に該当する者を 1 以上含む連携主体の代表機関に限る。

3 前条第 8 号に掲げる補助事業においては、第 1 項の補助金の交付を受けることができる者は同項第 1 号又は第 2 号に該当する者に限る。

4 前条第 9 号に掲げる補助事業においては、第 1 項の補助金の交付を受けることができる者は、同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する者又は同項第 3 号に該当する者であって同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する者を 1 以上含む連携主体の代表機関である者に限る。

（交付の対象及び補助率）

第 5 条 大臣は、第 7 条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を実施するために必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

（1）直接経費（次に掲げる経費で事業に直接必要なものに限る。）

ア 物品費（設備備品費及び消耗品費）

イ 人件費・謝金

ウ 旅費

エ その他（外注費、印刷製本費、通信運搬費、光熱量費、会議費、その他諸経費）

（2）一般管理費

直接経費の合計額に 10 分の 1 を乗じて得た額を上限とする。

（3）事業費（間接補助事業者へ交付した補助金）（第 3 条第 4 号に該当する補助事業に限る。）

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

3 算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、大臣が指示する期日までに、補助金交付申請書（様式 1）及びその他大臣が必要と認める書類を提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請を行う場合、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する金額を減額しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

- 第7条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、交付決定通知書（様式2）を申請者に送付するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付の決定を行う場合、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する金額を減額して補助金の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する金額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条第1項による補助金交付申請書が到達してから30日とする。
- 4 大臣は、第1項の決定に際して必要な条件を附することができる。

（申請の取下げ）

- 第8条 前条第1項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知の日から起算して15日以内に交付申請取下げ届出書（様式3）を大臣に提出しなければならない。

（補助事業の変更）

- 第9条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式4）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる補助事業の目的の変更を伴わない軽微な変更についてはこの限りでない。

- （1）補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合
- （2）補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目のうち直接経費の内容相互間における増減であって、交付の決定の際における直接経費の総額の20パーセント以内で増減する場合

- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。
- 3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を附した場合は、補助金交付決定変更通知書（様式5）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請

書（様式 6）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届出書（様式 7）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の管理）

第 1 2 条 大臣は、第 2 条の目的を達成するために必要な限度において、補助事業者に対して次に掲げる措置を講じることができるものとする。

（1）補助事業の実施状況、実施方法について、期限を定めて調査し、実施状況報告書（様式 8）を提出させること

（2）総務省の職員等を補助事業者の事業所等へ派遣し、補助事業の実施に立ち会わせること

2 大臣は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の実施に必要な指示を行うことができるものとする。ただし、当該指示が補助事業の変更に係る場合は、第 9 条に規定するところによるものとする。

3 前 2 項の規定は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間は、なお効力を有するものとする。

（実績報告書）

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して 1 ヶ月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式 9 の 1）を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 3 0 日までに、年度終了報告書（様式 9 の 2）を大臣に提出しなければならない。

3 第 1 項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

4 補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する金額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 1 4 条 大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）と補助事業の実施に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の額とのいずれか低い額を、交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に確定通知書（様式 1 0）をもって通知するもの

とする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式11）を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前条第4項の規定は、前項の返還を命ずる場合において準用する。

（補助金の支払）

- 第16条 補助金は、第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付の決定の後に概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（様式12）を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

- 第17条 大臣は、第10条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- （1）補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - （3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
 - （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により取消しをした場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第14条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

（知的財産権の報告）

第18条 補助事業者は、補助事業の実施を通じて特許権等の知的財産権を得た場合は、速やかに知的財産権報告書（様式13）を大臣に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式14）を備え管理しなければならない。なお、第13条第1項に定める実績報告書の提出に当たっては、当該資料を添付することとする。

3 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

（財産処分の制限）

第20条 取得財産等のうち、令第13条第4号及び第5号に規定する処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式15）を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（取得財産等の処分に関する承認の特例）

第21条 第19条及び第20条の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、届出書（様式第15）の提出をもって国に納付する旨の条件を付さずに大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

（補助事業の経理）

第22条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（間接補助金交付の際付す条件）

第23条 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第7条、第9条から第22条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者が、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める期間を経過した場合を除く。）。
 - (2) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
 - (3) 間接補助事業者によって相当の収益が生じたと認めたときは、間接補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずるものとする。
 - (4) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書（様式第15）を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項2号及び3号により間接補助事業者から補助事業者に財産処分等による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

（報告の公表）

第24条 大臣は、第12条、第13条第1項の報告の全部又は一部を公表することができる。

（運用状況報告及び収益納付）

- 第25条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後30日以内に補助事業により整備した設備等の運用状況について、運用状況及び収益状況報告書（様式16）を大臣に提出しなければならない。（第3条第4号に該当する補助事業は除く。）
- 2 補助事業者は、運用状況に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。（第3条第4号に該当する補助事業は除く。）
 - 3 大臣は、第1項の報告により、補助事業者に相当の収益が生じたと認められるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。ただし、補助事業者の直近3年間の決算のうちいずれかが赤字であった場合又は相当程度の雇用創出等の効果によって公益への貢献が認められると大臣が特に認めた場合はこの限りではない。（第3条第4号に該当する補助事業は除く。）
 - 4 前項の規定により納付を命ずることができる額は補助金の額を限度とする。
 - 5 第3項の規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。（第3条第4号に該当する補助事業は除く。）
 - 6 収益納付すべき期間は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内とする。（第3条第4号に該当する補助事業は除く。）

（暴力団排除に関する誓約）

第26条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。また、第5条の規定による補助金交付申請書の提出を以て、これに同意したものと見なすものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第27条 補助金の交付の申請をしようとする者、第7条第1項の通知を受けた者又は補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項若しくは第10条の規定に基づく申請、第11条の規定に基づく届出、第12条第1項（1）、第13条第1項、同条第2項若しくは第15条第1項の規定に基づく報告、第16条第2項の規定に基づく請求、第18条の規定に基づく報告、第20条第3項の規定に基づく申請、第21条の規定に基づく届出、第23条第2項の規定に基づく申請又は第25条第1項の規定に基づく報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第28条 大臣は、前条の規定に基づき行われた交付申請等に係る第7条第1項の規定に基づく通知、第9条第1項の規定に基づく承認、同条第3項の規定に基づく通知、第10条の規定に基づく承認、第11条の規定に基づく指示、第12条第1項の規定に基づく措置、同条第2項の規定に基づく指示、第13条第3項の規定に基づく承認、第14条第1項の規定に基づく通知、同条第3項若しくは第15条第2項の規定に基づく命令、第17条第1項の規定に基づく取消若しくは変更、同条第2項若しくは第19条第3項（第20条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令、第20条第3項の規定に基づく承認、第23条第2項の規定に基づく承認若しくは指示又は第25条第3項の規定に基づく命令について、第6条第1項の規定による補助金交付申請書を提出した申請者又は補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を補助金申請システム（令和元年12月24日付で経済産業省が公表した「補助金申請システム（Jグランツ）」をいう。）により行うことができる。

（その他）

第29条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、大臣が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月11日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年１２月２０日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金の交付又は交付の決定が行われている第３条第１号から第３号までのいずれかの要件を満たす補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２９年３月１日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金の交付又は交付の決定が行われている第３条第１号から第５号までのいずれかの要件を満たす補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成３０年３月２８日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金の交付又は交付の決定が行われている第３条第１号から第７号までのいずれかの要件を満たす補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成３１年２月２２日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に補助金の交付又は交付の決定が行われている第３条第１号から第７号までのいずれかの要件を満たす補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和２年３月２５日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年２月４日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年１１月２５日から適用する。